

国立大学法人大分大学における部門会議の廃止に伴う関係規程の整備に関する規程

令和2年8月24日制定

令和2年規程第58号

(国立大学法人大分大学の施設の有効利用に関する規程の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学の施設の有効利用に関する規程(平成20年規程第6号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条の規定中「国立大学法人大分大学財務・環境部門会議(以下「部門会議」という。)」を「国立大学法人大分大学施設整備委員会(以下「委員会」という。)」とする。
- (2) 第4条の規定中「部門会議」を「委員会」とする。

(国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程(平成22年規程第7号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条第2項の規定中「国立大学法人大分大学財務・環境部門会議」を「国立大学法人大分大学施設整備委員会」とする。
- (2) 別図第1中「国立大学法人大分大学財務・環境部門会議」を「国立大学法人大分大学施設整備委員会」とする。

(大分大学授業料免除等及び寄宿料免除取扱規程の一部改正)

第3条 大分大学授業料免除等及び寄宿料免除取扱規程(平成16年規程第92号)第7条の規定中「国立大学法人大分大学学生支援部門会議(以下「部門会議」という。)」を「大分大学学生・留学生支援委員会」とする。

(大分大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程の一部改正)

第4条 大分大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程(平成16年規程第93号)第7条の規定中「国立大学法人大分大学学生支援部門会議」を「大分大学学生・留学生支援委員会」とする。

(大分大学学生寮規程の一部改正)

第5条 大分大学学生寮規程(平成16年規程第95号)第5条の規定中「国立大学法人大分大学学生支援部門会議」を「大分大学学生・留学生支援委員会」とする。

(大分大学学生会館規程の一部改正)

第6条 大分大学学生会館規程(平成16年規程第96号)第5条の規定中「国立大学法人大分大学学生支援部門会議」を「大分大学学生・留学生支援委員会」とする。

(大分大学入学料・授業料奨学融資制度規程の一部改正)

第7条 大分大学入学料・授業料奨学融資制度規程(平成18年規程第20号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第8条の規定中「国立大学法人大分大学学生支援部門会議(以下「部門会議」という。)」を「大分大学学生・留学生支援委員会(以下「委員会」という。)」とする。
- (2) 第9条第3号の規定中「部門会議」を「委員会」とする。

(大分大学学生表彰規程の一部改正)

第8条 大分大学学生表彰規程(平成18年規程第75号)第4条第2項の規定中「国立大学法人大分大学学生支援部門会議」を「大分大学学生・留学生支援委員会」とする。

(大分大学びあROOM規程の一部改正)

第9条 大分大学びあROOM規程(平成24年規程第22号)第6条の規定中「学生支援部門会議」を「大分大学学生・留学生支援委員会」とする。

(大分大学修学支援事業基金規程の一部改正)

第10条 大分大学修学支援事業基金規程(平成28年規程第49号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条第1項の規定中「学生支援部門会議(以下「部門会議」という。)の検討結果を参酌して」を「大分大学学生・留学生支援委員会(以下「委員会」という。)で審議の上」とする。
- (2) 第5条第1項の規定中「部門会議の検討結果を参酌して」を「委員会で審議の上」

附 則

この規程は、令和2年8月24日から施行する。